

第1号様式

**幼保連携型認定こども園設置認可申請書
(届出書)**

平成30年 9月 20日

三重県知事 鈴木英敬 殿

設置者

三重県亀山市東町一丁目 10 番 16 号1

社会福祉法人 松風福祉会

理事長 佐々木 宣明

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項(第16条)の規定により、関係書類を添えて幼保連携型認定こども園の設置の認可を申請します。(を届け出ます。)

施設の名称	社会福祉法人 松風福祉会 幼保連携型認定こども園 亀山愛児園		
施設の所在地	三重県亀山市東町一丁目10番 16 号1		
設置者	(社福)松風福祉会	経営者	佐々木 宣明
認定こども園の名称	幼保連携型認定こども園 亀山愛児園		
認定こども園の長となるべき者の氏名	佐々木 玲子		
認可希望(届出)年月日	平成31年4月1日		
事業開始予定年月日	平成31年4月1日		

区分		合計	左の年齢別内訳							
			3歳未満児				3歳児	4歳以上児		
			0歳	1歳	2歳	小計		4歳	5歳	小計
認可希 望(届出)定員 (人)	1号認定の 子ども	15					5	5	5	10
	2号及び3号 認定の子ど も	110	12	18	20	50	20	20	20	40
学級数		3					1	1	1	2
利用定 員(人)	1号認定の 子ども	15					15			
	2号及び3号 認定の子ど も	110	12	38		50				
幼保連携型認定こども園の設置目的		近年、家庭を取り巻く環境が変化し、少子化・核家族化が進んでいる中、保護者や地域の多様な教育及び保育のニーズに応え、就学前のすべての子どもたちに教育と保育を一体化し、保護者の就労の有無にかかわらず、子どもたちの豊かな育ちを保証するためのこども園化をはかる。また、こども園化により、保護者が産前産後の休みをとる際にも、子どもが園を変わらないことで、心の負担をなくし、安心して子育てできることが可能となる。								
教育及び保育の目標及び主な内容		教育及び保育の目標及び理念		幼保連携型認定こども園 亀山愛児園(以下「当園」という)は、以下の運営方針及び保育目標に基づき教育・保育を求める乳幼児(以下「園児」という)を日々受け入れ、教育及び保育を行うことを目的とする。 (1) 教育・保育理念 「仏光のもと いのち輝く開かれたこども園」 (2) 教育及び保育目標 「心身ともにすこやかな こども」 「心豊かでたくましい こども」 「すすんでやりとげる こども」 (3) 運営方針 ・当園では、乳幼児期の特性や、保護者や地域の実態を踏まえ、生活環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を						

		め園児の生活全体が豊かなものとなるよう努める。 ・当園は、教育・保育の提供に当っては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉と教育を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。 ・当園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者とともに園児を心身ともに健やかに育成するものとする。 ・当園は、関係法令を遵守し、事業を実施する。
	教育及び保育のねらい及び内容の概要	当園では、子どもたち一人一人が、健やかに育っていくように家庭的な雰囲気の中で見通しのもてる日課のある生活を援助する。 教育及び保育の内容には、5つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）からそれぞれの子どもの発達過程を大切にする。室内や戸外で十分に遊ぶ事で物事に意欲的に取り組む主体的活動を探求する気持ちがつくように日々の教育及び保育に取り組んでいる。 <u>教育及び保育のねらい</u> 1 健康な心と体 2 自立心 3 協同性 4 道徳性・規範意識の芽生え 5 社会生活とのかかわり 6 思考力の芽生え 7 自然との関わり・生命尊重 8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 9 言葉による伝え合い 10 豊かな感性と表現 こども園としては、子どもの小学校就学までに必要な発達を助けることを目標にするが、長期的には、その子が人間として生きていくうえで、将来必要な力が身につくように援助することを大きな目標とする。就学前の子どもは、さまざまな能力を「生活と遊び」から身につけるからこそ、子ども主体の教育及び保育が必要と考え実践する。

設 備 及 び 構 造	建物構造	鉄筋コンクリート		造り	地下1	地上2階建て	建築年度	H19	年
	建物延面積	938.28		m ²	建物建築面積		473.84	m ²	
	敷地面積	1606.81		m ²	(自己所有 m ² 、借用		1606.81m ²)		
	区 分	数 量	面積(m ²)		区 分	数 量	備 考		
	乳児室	1	34.41		飲料水用設備	2ヶ所			
	ほふく室	1	73.00		手洗用設備	4ヶ所			
	保育室	4	209.01		足洗用設備	1ヶ所			
	子育て支援室	1	81.71		非常警報設備	1式			
	調理室	1	37.71		消火設備	1式			
	調乳室	1	5.00		放送聴取設備	1式			
	沐浴室	1	4.76		映写設備				
	保健室	1	4.43		水遊び場	2ヶ所			
	湯沸室	1	4.55		園児清浄用設備				
	職員室	1	60.83						
	図書室	1	9.58						
	休憩・相談室	1	23.70						
	倉庫	10	53.81						
	便所	7	82.87						
	廊下・階段		173.49						
	その他		79.42						
	合計		938.28						
	園庭	2	609.93						
備 品 等	屋 内 備 品 等								
	品 名		数 量		品 名		数 量		
	机		65		椅子		230		
	タオル掛け		7		乳児用チェアー		10		
	身長計		2		体重計		2		
	空気清浄機		10		跳び箱		1		
	マーチング楽器		100		ロッカー		20		
	屋 外 備 品 等								
	品 名		数 量		品 名		数 量		
	三輪車		15		玉入れかご		4		
	マット		30		綱引き		1		
	長椅子		20		プール		6		
	ベビーカー		5		巧技台		10		
	避難車		5		フラフープ		15		

〔記載要領〕

1 認可（届出）希望定員

「1号認定の子ども」には満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子どもの数（子ども・子育て支援法第19条第1号）を、「2号及び3号認定の子ども」には保育に必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する子どもの数（子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号）を記載すること。

2 利用定員

「1号認定の子ども」には満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子どもの数（子ども・子育て支援法第19条第1号）を、「2号及び3号認定の子ども」には保育に必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する子どもの数（子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号）を記載すること。

3 認定こども園の認可を受けたい具体的理由

できる限り詳しく記載すること。この欄に書き切れない場合は、別紙に記載してもよい。

4 教育及び保育の目標及び理念

できる限り詳しく記載すること。この欄に書き切れない場合は、別紙に記載してもよい。

5 教育及び保育のねらい及び内容の概要

できる限り詳しく記載すること。この欄に書き切れない場合は、別紙に記載してもよい。

6 用紙の大きさ（以下の様式において同じ。）

日本工業規格A列4番とすること。

7 その他

記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

認 可 基 準 調 書

- 1 幼保連携型認定こども園の名称 幼保連携型認定こども園 亀山愛児園
 2 幼保連携型認定こども園の所在地 三重県亀山市東町一丁目 10 番 16 号 1

3 認可定員 (人)

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定の子ども	15				5	5	5
2号及び3号認定の子ども	110	12	18	20	20	20	20

4 建物の状況

(1)建物(構造別 鉄筋コンクリート造 (地下1階、地上2)階建、建築年度 H19 年度)

(2)設備

室 名	保有面積	認可基準面積	適否	備品等						
①園舎 (建物延面積)	938.28 m ²	<table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>1学級</td><td>180 m²</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>320+100 × (学級数-2) m²</td></tr></table>	学級数	面積	1学級	180 m ²	2学級以上	320+100 × (学級数-2) m ²	保有面積 ≥ 認定基準面積 適	教育・保育に必要な用具を記入 机・椅子
		学級数	面積							
1学級	180 m ²									
2学級以上	320+100 × (学級数-2) m ²									
学級数(3 クラス) = 420 m ² ① ① + ② + ③ + ④A = 538.8 m ²										
②乳児室	34.41 m ²	1. 65m ² ×2歳未満児 (ほふくしない子ども) 定員数(12 名) = 19.8 m ² ② 注 1	保有面積 ≥ 認定基準面積 適	保育に必要な用具を記入 乳児用ベッド・机・椅子						
③ほふく室	73.00 m ²	3. 3m ² ×2歳未満児 (ほふくする子ども) 定員数(18 名) = 59.4 m ² ③ 注 2	保有面積 ≥ 認定基準面積 適	保育に必要な用具を記入 玩具						
④保育室 (3 歳未満児) (3 歳以上児) 遊戯室 ※2	54.49 m ² 154.52 m ² m ²	1. 98m ² ×(2歳以上児～ 3歳未満の子とも) 定員数(20 名) = 39.6 m ² ④A 1. 98m ² ×3歳以上児 定員数(75 名) = 148.5 m ² ④B	保有面積 ≥ 認定基準面積 適	教育・保育に必要な用具を記入 机・椅子						
小 計	209.01 m ²	④A+④B= 188.1 m ²								

注1 認可申請時はほふくしない子どもの数は0歳児の認可定員数。

注2 認可申請時はほふくする子どもの数は1歳児の認可定員数。

調理室	37.71 m ²		耐火構造の床 甲種防火戸 医療器具、医薬品 包装材料
調乳室	5.00 m ²		
沐浴室	4.76 m ²		
保健室	4.43 m ²		
湯沸室	4.55 m ²		
休憩・会議室	23.70 m ²		
職員室	60.83 m ²		
子育て支援室	81.71 m ²		
図書室	9.58 m ²		
倉庫	53.81 m ²		
便所	82.87 m ²		
	(大 15 個)		
	(小 11 個)		
	(乳 3 個)		
廊下・階段	173.49 m ²		
その他	79.42 m ²		
※調理室～その他については、各室とも全体の面積を記入すること。			
合計 ※3	938.28 m ²		

※3 合計については、建物全体の面積を記載すること。

5 土地の状況

(1) 所有形態

(ア) 自己所有	(イ) 賃借権(期間 年)	(ウ) 地士権設定 (期間 永年間)	その他() (エ) (期間 年間)
----------	---------------	-----------------------	--------------------------

(2) 面積

敷地面積	1606.81 m ²	学級数	面積	
		2学級以下	330+30×(学級数-1) m ²	滑 台 3 台
		3学級以上	400+80×(学級数-3) m ²	
建築面積	473.84 m ²	学級数(3クラス) = 400 m ² C 3. 3m ² ×3歳以上児定員数(75名) = 247.5 m ² C' C と C' のどちらか大きい数 = 400 m ² C''		ブランコ 台
園庭	609.93 m ²	3. 3m ² ×2歳以上児3歳未満児定員数(20名) = 66 m ² D C'' + D = 466 m ² E(園庭基準面積)		砂 場 2 カ所
※4※5				(44) m ²
その他	523.04 m ²			

※4 既存施設(幼稚園)からの移行の場合、園庭はC+Dの面積以上であればよい。

※5 既存施設(保育所)からの移行の場合、園庭はC'+Dの面積以上であればよい。

6 職員数

認定こども園の長	氏名	年齢	現職	法施行規則第12条各号(第1号～第16号)に記載の経験年数※6	保有資格(○で囲む)
	佐々木玲子	85	園長	第9号 40年 第号 年	保育士 幼稚園教諭
備考※7	亀山愛児園園長を40年経験しました。				

※6 法施行規則第12条各号に記載の経験年数がわかる資料を添付すること。

※7 法施行規則第13条にて園長を任用する場合、法施行規則第12条各号に規定する資格を有する者と同等の資格を有すると認められる根拠等を記載すること。(法施行規則第12条の基準を満たさない場合は必ず記載すること)

		認可定員			学級数 (クラス)	教育及び保育に 直接従事する者	職員数						
		計	1号認定の子ども	2号及び3号認 定の子ども			定 数	現 員					
認定こども園の長							1	1					
従事する者	0歳児	12		12		4.0	11	4					
	1歳児	18		18		6.3		4					
	2歳児	20		20				4					
	3歳児	25	5	20	1	1.2	2	2					
	4歳児	25	5	20	1	1.6	1	2					
	5歳児	25	5	20	1		1	2					
	小計	125	15	110	3	13	15	18					
調理員等	調理員						2	3					
	その他						1	2					
計												19	24
嘱託医												2	2

※保育に従事する者の算定

必要配置数 = (0歳児 × 1/3) + {(1歳児 + 2歳児) × 1/6} + (3歳児 × 1/20)

+ {(4歳及び5歳児) × 1/30}

…各小数点第2位以下切り捨て

= …小数点以下四捨五入

「1号認定の子ども」= 共通の利用時間のみの利用を行う子ども

「2号及び3号認定の子ども」= 「1号認定の子ども」以外の子ども

※保育に従事する者及び調理員等の現員職員数は、常勤換算職員数を記入すること。

例 短時間勤務の保育に従事する者及び常勤の保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計

／ 各認定こども園の就業規則等で定めた常勤の保育に従事する者の1か月の勤務時間数

= 常勤換算値(小数点第1位を四捨五入)

(注) 上記により難しいものは必要に応じ資料を添付すること。

市町名	亀山市
-----	-----

幼保連携型認定こども園の設置を要する理由と市町計画との関連

(市町子ども・子育て支援事業計画への反映状況等、量の見込みと確保の観点から記入してください)

今回の民間保育所（亀山愛児園）の保育所から幼保連携型認定こども園への移行においては、定員規模は2号認定を中心に配分しており、今後のニーズへの影響は極めて小さいものとなっている。

また、本市の子ども・子育て支援事業計画における、1号認定及び2号認定の量の見込みと確保の内容についても、いずれも余裕のある状況となっている。

さらに、同計画において、既存施設の認定こども園への移行についても、希望する園に対しては支援を行うこととしている。

こうした状況からも、亀山愛児園の幼保連携型認定こども園への移行については、特段の問題は無いものとする。

なお、子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保の内容の欄において、認定こども園の設置数の欄を設けているが、現計画については平成31年度を最終年度とし、現在次期計画の策定段階となっているため、現計画の見直しは行わず、次期計画の策定において整理するものとする。

新設・移行の別	
☐ 新設 ☒ 既存施設あり（ 幼稚園 ・ 保育所等 ）	
以下は既存施設がある場合に記入	
施 設 名	既存施設の定員（人）
亀山愛児園	1 2 0

三重県知事 鈴木 英敬 様

亀山市長 櫻井 義之

亀山愛児園の廃止に係る意見書(案)

1 総括意見

本市における保育需要については、少数ではあるものの3歳未満児で毎年度待機児童が発生している。3歳以上児については、公立幼稚園の入所者が減少傾向にあり、幼児教育無償化などからも引き続き、同様の傾向が続くものと考えられる。そうした中、保育所廃止(休止)の承認申請を行う亀山愛児園(認可保育所)については、平成30年度を以って廃止となり、それと同時に幼保連携型認定こども園へ移行する予定であることから、市内の保育需要に対する悪影響は無い。

以上のことから、亀山愛児園の廃止については、認めるべきものとする。

2 要保育児童数の推移について

近年の要保育児童数の推移については、保育所等への利用申込数からみると、1・2歳児の需要に大きな増加傾向がみられる。0歳児、3歳以上児については概ね横ばいの微増の傾向となっている。

今後についても概ね同様の傾向が想定されることから、推計年度は平成30年度実績を基本とする。なお、移行後の亀山愛児園2号認定児については、新定員数として推計する。

3 入所児童数の推移について

近年の保育所等の入所児童数の推移は、要保育児童数の傾向と同様に、1・2歳児で増加傾向がみられる。しかし、要保育児童数の増加に追いついていない部分もあるため、その年代で待機児童が発生してしまっている現状がある。

なお、当該保育所及び市内保育所等においては、私的契約児はいない。

4 特別保育(乳児保育・延長保育等)について

亀山愛児園については、延長保育・子育て支援センターの設置を行っているが、廃止に伴う幼保連携型認定こども園への移行後においても、引き続き事業を継続するものとして協議を行っている。そのため、当該保育所の廃止による影響は無い。

5 入所している者の処置

亀山愛児園については、廃止後、幼保連携型認定こども園へ移行する予定となっており、現在の在園児については、移行後の施設へ継続して入所する予定である。

6 その他

添付資料

- ・子育て安心プラン実施計画(様式1-1)(市区町村全域)
- ・亀山市保育所年度別定員・入所児童数推計及び推移

子育て安心プラン実施計画〈様式1－1〉（市区町村全域）

本件担当者連絡先				
都道府県	三重県	部 局 名	健康福祉部子ども未来課子ども総務G	
市区町村	亀山市	担当者名	林 秀臣	
保育提供		電話番号	0595-94-3315	

	2013年4月1日		2014年4月1日		2015年4月1日		2016年4月1日		2017年4月1日		2018年4月1日		2019年4月1日		2020年4月1日		2021年4月1日	
	実績		実績		実績		実績		実績		見込・計画数	実績	見込・計画数	実績	見込・計画数	実績	見込・計画数	実績
就学 前 ① 児 童 数	0歳児	448人	459人	466人	466人	435人	407人	443人	374人	405人					395人		391人	
	1・2歳 児	953人	950人	935人	935人	938人	909人	937人	886人	813人					779人		800人	
	3歳以 上児	1,461人	1,492人	1,468人	1,468人	1,454人	1,396人	1,454人	1,423人	1,384人					1,367人		1,260人	
		2,862人	2,901人	2,869人	2,869人	2,827人	2,712人	2,834人	2,683人	2,602人					2,541人		2,451人	
	合 計																	
申 込 児 童 数 ②	0歳児	29人	21人	28人	28人	83人	34人	28人	28人	32人					32人		31人	
	1・2歳 児	338人	347人	338人	338人	373人	365人	347人	415人	333人					327人		344人	
	3歳以 上児	728人	717人	721人	721人	705人	721人	727人	739人	692人					684人		630人	
		1,095人	1,085人	1,087人	1,087人	1,161人	1,120人	1,102人	1,182人	1,057人					1,043人		1,005人	
	合 計																	
(申 込 ／ ①) 率	0歳児	6.5%	4.6%	6.0%	6.0%	19.1%	8.4%	6.3%	7.5%	7.9%					8.1%		7.9%	
	1・2歳 児	35.5%	36.5%	36.1%	36.1%	39.8%	40.2%	37.0%	46.8%	41.0%					42.0%		43.0%	
	3歳以 上児	49.8%	48.1%	49.1%	49.1%	48.5%	51.6%	50.0%	51.9%	50.0%					50.0%		50.0%	
		38.3%	37.4%	37.9%	37.9%	41.1%	41.3%	38.9%	44.1%	40.6%					41.0%		41.0%	
	合 計																	
利 用 定 員 数	0歳児														77人		77人	
	1・2歳 児														399人		399人	
	3歳以 上児														683人		683人	
		1,095人	1,095人	1,115人	1,115人	1,115人	1,127人	1,159人	1,159人	1,159人					1,159人		1,159人	
	合 計																	
利 用 児 童 数	0歳児	29人	21人	22人	22人	22人	33人		25人									
	1・2歳 児	337人	343人	335人	335人	371人	360人		368人									
	3歳以 上児	727人	716人	721人	721人	705人	721人		720人									
		1,093人	1,080人	1,078人	1,078人	1,098人	1,114人	0人	1,113人	0人					0人		0人	
	合 計																	
待 機 児 童 数	0歳児	0人	0人	6人	6人	4人	1人	0人	0人	0人					0人		0人	
	1・2歳 児	1人	4人	3人	3人	2人	5人	0人	3人	0人					0人		0人	
	3歳以 上児	1人	1人	0人	0人	0人	0人	44人	0人	0人					0人		0人	
	合 計	2人	5人	9人	9人	6人	6人	44人	3人	0人					0人		0人	

【申込児童数(保育ニーズ)算定の考え方】

- 毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。
- 各項目欄の考え方は例示であり、各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定

本件担当者連絡先			
都道府県	三重県	部 局 名	健康福祉部子ども未来課子ども総務 G
市区町村	亀山市	担当者名	林 秀臣
保育提供機関		電話番号	0595-84-3315

	内 容	推計方法
基本式	0 歳児	就学前児童数 ・ 直近3 箇年の平均人口として算出 申込率 ・ 特異値を除くH28を除く平均値である8 %を使用
	1 , 2 歳児	就学前児童数 ・ 前年年齢別人口を1 年齢スライドさせて算出 申込率 ・ 特異値となるH30の申込率を除く過去の上昇傾向を勘案し算出 ※H25～H29は各年1 %上昇のため、H31 : 41%, H32 : 42% : H33 : 43%
	3 歳以上児	就学前児童数 ・ 前年年齢別人口を1 年齢スライドさせて算出 申込率 ・ H25～H30の平均値を使用 (50%)
	(待機児童数) 利用申込数が定員に比べH31 (9人)、H32 (1 人) の2箇年は超過するが、定員超過での入所可能な範囲のため、待機児童数は0 人とする	
基本式の他に 加味する要因		

別紙様式4

亀山市保育所年度別定員・入所児童数推計及び推移

(亀山市)

(各年度4月1日現在。平成31年度以降は見込み)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
人口	49,599	49,571	49,567	49,579	49,572	49,573
世帯数	21,410	20,955	21,067	21,144	21,055	21,089
出生率	-	-	-	-	-	-
学齢前児童数	2,683	2,602	2,541	2,451	2,401	2,356
要保育児童数	1,057	1,043	1,005	1,035	1,028	1,023

	平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度			平成34年度			平成35年度		
	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率
亀山愛児園	120	135	112.5	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
第三愛護園	45	30	66.7	45	30	66.7	45	30	66.7	45	30	66.7	45	30	66.7	45	30	66.7
川崎愛児園	100	101	101	100	101	101	100	101	101	100	101	101	100	101	101	100	101	101
野登ルンビニ園	70	79	112.9	70	79	112.9	70	79	112.9	70	79	112.9	70	79	112.9	70	79	112.9
なのはな保育園	90	88	97.8	90	88	97.8	90	88	97.8	90	88	97.8	90	88	97.8	90	88	97.8
亀山愛児園(認定こども園)	0	0	-	110	110	100	110	110	100	110	110	100	110	110	100	110	110	100
公立保育所等	675	652	96.6	675	652	96.6	675	652	96.6	675	652	96.6	675	652	96.6	675	652	96.6
合 計	1100	1085	98.6	1090	1060	97.2	1090	1060	97.2	1090	1060	97.2	1090	1060	97.2	1090	1060	97.2

(各年度4月1日現在)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率	定員	人員	入所率
亀山愛児園	90	132	146.7	120	126	105	120	126	105	120	133	110.8	120	135	112.5	120	136	113.3
第三愛護園	45	40	88.9	45	38	84.4	45	39	86.7	45	43	95.6	45	43	95.6	45	31	68.9
川崎愛児園	80	113	141.3	80	98	122.5	80	96	120	100	98	98	100	104	104	100	107	107
野登ルンビニ園	70	82	117.1	70	75	107.1	70	66	94.3	70	68	97.1	70	74	105.7	70	73	104.3
なのはな保育園				90	57	63.3	90	86	95.6	90	91	101.1	90	81	90	90	86	95.6
公立保育所等	690	703	101.9	690	676	98	690	647	93.8	690	625	90.6	675	632	93.6	675	634	93.9
合 計	975	1070	109.7	1095	1070	97.7	1095	1060	96.8	1115	1058	94.9	1100	1069	97.2	1100	1067	97

※ 近隣の保育所も含めて記入してください

※ 平成31年度以降については、見込数を算出されている場合に記入してください。
また、平成29年度以前については、過去5年分以上記入してください